

参照条文

●災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）（抄）

※原災法第二十八条第一項の規定による読み替え適用後

（防災訓練義務）

第四十八条 災害予防責任者（原子力事業者を含む。）は、法令又は防災計画若しくは原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法第七条第一項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。第三項において同じ。）の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者（原子力事業者を含む。）と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2～4 略

●原子力災害対策特別措置法（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）（抄）

（原子力防災管理者の通報義務等）

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項及び第十五条第一項第一号において同じ。）に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、適任と認め

る職員を派遣しなければならない。

(防災訓練に関する国の計画)

第十三条 第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練（同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。）は、内閣総理大臣が内閣府令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

2 前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であって次に掲げるものを含むものとする。

- 一 原子力緊急事態の想定に関すること。
- 二 第十条、第十五条及び第二十三条の規定の運用に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項

3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令の制定若しくは改廃又は計画の作成をしようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
- 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

- 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- 二 原子力緊急事態の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者そ

の他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。
- 4 （略）

（原子力災害合同対策協議会）

第二十三条 原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

- 2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部並びに前条第二項の規定により存続する都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。
- 3 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員
 - 二 都道府県災害対策本部長又は当該都道府県災害対策本部の都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者
 - 三 市町村災害対策本部長又は当該市町村災害対策本部の市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者
- 4 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施に責任を有する者を加えることができる。
- 5 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策等拠点施設とする。

●原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する
省令（平成二十四年九月十四日文部科学省・経済産業省令第三号）（抄）
（防災訓練計画）

第四条 法第十三条第一項の内閣総理大臣が作成する防災訓練に関する計画は、
法第十三条第二項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について毎年度定め
るものとする。

- 一 当該年度において防災訓練の対象となる原子力事業所
- 二 防災訓練を実施する時期
- 三 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

【参考】原子力災害対策指針（平成二十四年十月三十一日）（抄）

第2 原子力災害事前対策

（12）防災業務関係者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」への理解とその維持・向上に努力する姿勢を育成するべきである。

① 教育

防災業務関係者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順等を理解させ、特に、原子力発電所施設等においては現場の職員全てに、緊急事態の通報及びそれに伴う措置に関する対応手順を教えることが必要である。また、これらの教育については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の関係指定公共機関が実施している原子力防災に係る研修コースを活用することや原子力災害以外の分野における緊急事態への対応や他国での実施体制等を学ぶことが有効である。

② 訓練

訓練の目的は、想定した状況と実際のオペレーションとの違いを認識することである。訓練を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準

備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性を確認するとともに、防災体制の改善を図ることが必要である。また、防災体制に関しては、複合災害や広域汚染・長期放出状況においても機能し得るよう整備することが重要である。

訓練に当たっては、防災活動の各要素の熟練度を高めていくこと、P A Z及びU P Z内の住民等も含めた関係者間の連携を確認するための総合的な防災訓練を行うことが必要である。また、複合災害や過酷事象等の訓練想定を作成して、可能な限り実地に近い形の防災訓練を行うとともに、様々な事故を考慮した多面的な訓練を計画することが重要である。さらに、訓練の実施後には、その結果を評価して必要な改善を行う等、防災体制の更なる改善を図ることが必要である。

なお、訓練の実施に当たっては、原子力災害と一般災害との共通性を踏まえ、一般の災害対策との連携を図ることにも留意すべきである。

令和元年度島根県原子力防災訓練実施要領（案）

1. 目的

- (1) 島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- (2) 住民等の参加により、島根県広域避難計画等の検証及び原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る。

2. 実施日時

令和元年 1 1 月上旬

3. 参加機関

島根県、島根県警察本部、鳥取県、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、各消防本部、国、自衛隊、中国電力 他

4. 訓練評価

訓練の評価を第三者機関への委託等により実施

また、訓練参加者（住民を含む）に対してアンケートを実施

初動対応訓練実施要領（案） （令和元年度島根県原子力防災訓練）

1. 目的

島根県地域防災計画に盛り込んだ原子力災害発生時における防護措置の実施にあたり、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。

2. 実施日時

令和元年 1 1 月上旬

3. 訓練場所

島根県庁、松江市役所、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所、鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、中国電力(株)島根原子力発電所、その他関係機関

4. 参加機関（順不同）

島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市、中国電力(株)島根原子力発電所 他

5. 訓練内容

(1) 緊急時通信連絡等

複合災害時における国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、併せて通信連絡訓練を行う。

(2) 県・市災害対策本部の活動

県、市において災害対策本部を設置するとともに、事態の進展に応じた活動を行う。

(3) オフサイトセンターへの要員派遣

県、市のオフサイトセンター要員の派遣を行う。

住民の避難措置等訓練、避難情報伝達訓練、 避難退域時検査訓練実施要領（案） （令和元年度島根県原子力防災訓練）

1. 目的

原子力災害発生時における住民避難及び避難所等の設置運営等の円滑な実施を図る。

2. 実施日時

令和元年 1 1 月上旬

3. 訓練内容

(1) 住民の避難措置等訓練

バスによる避難所への避難訓練

区域	訓練実施自治体	避難先自治体
P A Z (5 km圏内)	松江市 (鹿島・生馬・古江) " (島根)	大田市 奥出雲町
U P Z (5 ~ 30km圏内)	松江市 (本庄・持田・美保関) 出雲市 (大津・出西・伊波野・遙堪) " (朝山・阿宮・久木) 安来市 (大塚・吉田) 雲南市 (三刀屋・一宮)	岡山県 倉敷市 広島県 広島市 (域内避難) (域内避難) (域内避難)

(2) 住民への避難情報伝達訓練

緊急速報（エリア）メール、広報車、戸別端末、防災行政無線、防災メールなどにより、住民へ避難情報の伝達訓練を行う。

(3) 避難退域時検査訓練

避難退域時検査場所を開設し、住民避難訓練に合わせて、避難退域時検査を実施する。

また、島根県原子力災害業務継続計画に基づき、動員する県職員に対して事前研修を実施する。

- ・車両検査及び除染
- ・車両搭乗者の代表者等に対する検査及び簡易除染
- ・検査済証の交付

4. その他

避難先会場等において原子力防災学習会、原子力防災展示等を実施

学校等の避難措置等訓練実施要領（案） （令和元年度島根県原子力防災訓練）

1. 目的

原子力災害時における児童生徒の避難措置等が円滑に行われるよう、対応手順の確認を行う。

2. 実施日時

令和元年 11 月上旬

3. 訓練内容

(1) 県立学校

【P A Z（5km 圏内）に立地している県立学校】

- ① 県教委から訓練通報
- ② 各学校の対応マニュアルに基づき、児童生徒の所在確認、屋内集合、下校手順の確認を実施
- ③ 県教委へ対応状況報告書を提出

【U P Z（30km 圏内）に立地している県立学校】

- ① 県教委から訓練通報
- ② 各学校の対応マニュアルに基づき、児童生徒の所在確認、下校手順の確認を実施
- ③ 県教委へ対応状況報告書を提出

【上記以外に立地している県立学校】

- ① 県教委から訓練通報
- ② 児童生徒の所在確認（30km 圏内活動中）、30km 圏内に居住する児童生徒の下校手順の確認を実施
- ③ 県教委へ対応状況報告書を提出

(2) 関係 4 市教育委員会

松江市教育委員会、出雲市教育委員会、安来市教育委員会、雲南市教育委員会に対して情報伝達訓練を実施する。

避難行動要支援者の避難措置等訓練実施要領（案） （令和元年度島根県原子力防災訓練）

1. 目的

病院及び社会福祉施設等における、原子力災害時の通信連絡手順、避難手順（屋内退避含む）等を確認し、入所者避難の円滑な実施を図る。

在宅要支援者については、住民避難における地区の住民を中心とした避難支援や自衛隊等の実働組織による円滑な支援の実施を図る。

2. 実施日時

令和元年 1 1 月上旬

3. 訓練内容

(1) 病院避難措置等訓練

① 入院患者避難調整訓練

病院職員が入院患者情報を取りまとめ、県へ報告するとともに県が調整した受け入れ可能病院と避難に向けた具体的な調整を行う。

② 屋内退避訓練

避難が困難な重症患者の屋内退避のため、放射線防護装置の稼働や屋内退避に必要な備蓄品の確保に向けた対策をとるとともに、不足分に対する支援要請等を行う。

③ 避難誘導訓練

避難可能な入院患者を安全に病室から誘導し、避難車両及びヘリコプターにより避難先病院まで搬送を行う。

(2) 社会福祉施設避難措置等訓練

① 通信連絡訓練

○ 実施施設：県内の社会福祉施設

○ 訓練内容：県内社会福祉施設に対する情報連絡を実施

② 避難誘導訓練

○ 訓練内容：放射線防護設備の作動など屋内退避訓練を実施
避難先の福祉避難所まで避難する訓練を実施

(3) 在宅避難行動要支援者避難措置等訓練

各市における住民避難措置等訓練の中で実施

緊急時モニタリング訓練実施要領（案） （令和元年度島根県原子力防災訓練）

1. 目的

原子力災害発生時の緊急時モニタリング体制が迅速に確立できるよう、異常事態発生から施設敷地緊急事態に至るまでの間の初動対応及び放射性物質放出後のモニタリング活動について、「島根県緊急時モニタリング計画」及び「島根県緊急時モニタリング実施要領」に定める手順の確認・習熟を図る。

2. 実施日時

令和元年 11 月上旬

3. 参加機関

島根県、原子力規制庁、中国電力株式会社

4. 訓練内容

(1) 初動対応訓練

- ① モニタリング要員参集時手順確認
- ② 監視結果の報告手順確認
- ③ 緊急時モニタリングセンター立上げ準備

(2) モニタリング実動訓練

- ① モニタリング指示書の内容検討及び作成
- ② 要員の出勤、帰還、汚染検査、被ばく管理等の手順確認
- ③ 屋外モニタリング活動（ダスト・ヨウ素、土壌、葉菜等の試料採取）
- ④ 走行サーベイ
- ⑤ 環境試料放射能測定

原子力災害医療訓練実施要領（案）

（令和元年度島根県原子力防災訓練）

1. 目的

島根原子力発電所の緊急時に、原子力災害拠点病院による医療提供を円滑に実施するため、関係機関による対応等の訓練を実施する。

2. 実施時期

令和元年 1 1 月上旬

3. 参加機関

島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院、島根地域以外の原子力災害医療派遣チーム（調整中）、広島大学、出雲市消防本部（調整中）、自衛隊（調整中）、島根県

4. 訓練内容

(1) 通信連絡訓練

原子力災害拠点病院、消防、県等、関係機関の通信連絡体制を確認する。

(2) 被ばく医療訓練

原子力災害拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び島根地域以外から派遣される原子力災害医療派遣チームの連携を確認し、放射性物質に汚染された救急患者の治療に関して、消防、自衛隊等、患者搬送を担う機関を含めた訓練を実施する。